

拒絶理由通知書 (商標出願2021-053797)

拒絶理由通知書^{1/}

商標登録出願の番号	商願2021-053797
起案日	令和 4年 2月25日
特許庁審査官	北口 雄基 3278
商標登録出願人	東京公務公共一般労働組合 様

適用条文 第3条第1項柱書、第6条第1項

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第15条の2（又は同法第15条の3第1項）に基づきその理由を通知します。

これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出してください。

なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。

理 由 1

■ 第3条第1項柱書（使用についての疑義）

商標法第3条第1項柱書により商標登録を受けることができる商標は、現在使用をしているもの又は近い将来使用をするものと解されます。しかし、この商標登録出願に係る指定役務中には、弁護士ではなく、かつ、弁護士法人とは認められない法人である出願人が、業として行うことが禁止されている役務「訴訟（法律）事務」を含むものです。

したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第3条第1項柱書の要件を具備しません。

ただし、この商標登録出願に係る指定役務から「訴訟（法律）事務」を削除した場合は、この拒絶理由は解消します。

<参考情報>

特許庁ホームページで公表している「商標審査便覧」（<https://www.jpo.go.jp>

p/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/index.html) の「41.100.04 自己の業務に係る商品又は役務について使用をすることができない蓋然性が高い商標登録出願について」も御参照ください。

理由 2

2/

■ 第6条第1項（指定商品又は指定役務の表示が不明確）

指定商品又は指定役務は、商標とともに権利範囲を定めるものですから、その内容及び範囲は明確でなければならないところ、この商標登録出願に係る指定商品又は指定役務のうち、下記の内容は、その内容及び範囲を明確に指定したものと認められません。

したがって、この商標登録出願は、商標法第6条第1項の要件を具備しません。

。

ただし、下記の指摘事項や、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>）の「商品・役務名検索」等の記載例などを参考にして、その指定商品又は指定役務の表示を明確なものに補正したときはこの限りではありません。

なお、指定商品又は指定役務の明確な表示が不明なときは、意見書によって、その商品又は役務の内容について詳細に説明してください。

記

1. 第45類 法令順守のための監査

【補正案】

第45類 法令遵守のための監査

<留意事項>

* 手続補正書又は意見書の提出により指定商品又は指定役務が明確になった後、新たな拒絶の理由が発見される場合があります。

省略

***** ご注意 *****

この“ご注意”は、全ての拒絶理由通知書に自動的に記載しているものです。

3/E

1. 手続補正書を提出する場合の「【補正対象項目名】」の欄の記載について
手続補正書を提出する場合、「【補正対象項目名】」の欄に「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と記載すると、その出願の指定商品及び指定役務の全てが、「【補正の内容】」の欄に記載されたもののみになりますので、ご注意ください。

なお、詳しくは商標法施行規則様式 15 の 2 備考 9 をご覧ください。

2. 書類を郵送する場合の封書の宛先について

書類を郵送する場合の封書の宛先は、「審査官個人名」宛ではなく「特許庁長官」宛にしてください。

3. この書面において著作物の複製をしている場合について

特許庁は、著作権法第 42 条第 2 項第 1 号（裁判手続等における複製）の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

<u>審査長／代理</u>	<u>審査官</u>	<u>審査官補</u>
<u>大島 勉</u>	<u>北口 雄基</u>	<u>佐々野 舟馬</u>
<u>4 2 4 2</u>	<u>5 8 1 7</u>	<u>3 2 7 8</u>